

●表 9-1 ● 母子保健法による用語の定義

- ①妊産婦：妊娠中または出産後1年以内の女子
- ②新生児：出産後4週（28日）未満の児
* 新生児のうち、出産後1週（7日）未満の児を**早期新生児**とすることもある
- ③乳児：出生後1年未満の児
- ④幼児：満1歳から6歳の就学期までの児
- ⑤未熟児：身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの者
- ⑥低体重児：出生時の体重が2,500g未満の乳児
- ⑦保護者：親権を行う者、後見人その他の者で、乳児または幼児を現に監護する者

B 母子保健活動の現状

平成8（1996）年の厚生省（現在の厚生労働省）児童家庭局母子保健課長通知「母子保健計画の策定について」において、市町村は、妊娠、出産、育児、その他健全な子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性などについて検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた**母子保健計画**を策定し、おおむね5年ごとに再検討し、必要な修正を加えることになった。平成17（2005）年度以降は母子保健計画を**市町村行動計画**の一部として組み込むことが適当とされた。

主要な母子保健施策を図9-1に示す。

1 妊産婦と乳幼児に対する保健指導

市町村は、妊産婦などに妊娠、出産または育児に関して必要な保健指導を行い、保健指導を受けることを勧奨しなければならない。具体的には**母（両）親学級**、**育児学級**などの**集団保健指導**と、必要に応じて**保健師**や**助産師**による妊産婦、新生児に対する**個別の訪問指導**が行われている。

2 妊産婦と乳幼児に対する健康診査

市町村は1歳6か月児と3歳児に健康診査を行わなければならない。このほか、市町村は、必要に応じて妊産婦または乳幼児に健康診査を行い、健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

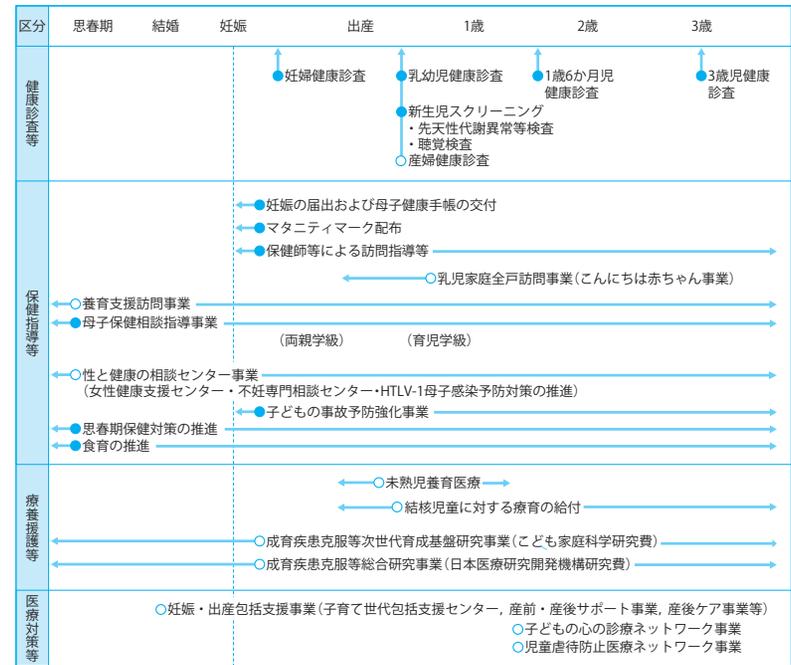
妊娠した者は、すみやかに**市町村長**に**妊娠の届出**をしなければならない。市町村は、妊娠の届出をした者に**母子健康手帳**を交付しなければならない。

4 低出生体重児の届出

体重2,500g未満の低出生体重児が出生したときは、その保護者は、すみやかにその旨をその乳児の所在地の**市町村**に届け出なければならない。これによって、市町村は**助産師**や**看護師**、**保健師**による**未熟児訪問指導**を行っている。

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児が、**指定医療機関**での**入院治療**に要する**医療費**の一部を**公費負担**する制度である。給付対象となるのは、出生時の体重が2,000g以下、または生活能力が特に薄弱であって、痙攣、異常運動、34℃以下の体温、強いチアノーゼなど呼吸器・循環器の異常、繰り返す嘔吐など消化器の異常、強い黄疸などの症状を示す乳児で、医師が入院養育を必要と認める場合である。



●図 9-1 ● 母子保健対策の体系

注：○国庫補助事業 ●一般財源による事業
（厚生労働統計協会 編：国民衛生の動向 2025/2026、厚生労働統計協会、2025）

5 未熟児養育医療

市町村は、未熟児に対して**養育医療**の給付を行い、または養育医療に要する費用を支給することができる。

6 自立支援医療（育成医療）

市町村は、**自立支援医療（育成医療）**に要する費用を支給することができる。

自立支援医療

①精神通院医療、②更生医療、③育成医療がある。そのなかの**育成医療**は、障害のある18歳未満の児童で、**自立支援医療指定医療機関**における治療によって確実な治療効果を期待できるものに対する**公費医療負担制度**である。障害の範囲は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・咀嚼機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓機能、先天性の内臓機能、免疫機能の障害である。